

令和6年12月2日に保険証が廃止されます

令和6年12月2日より、現在の保険証は廃止され、マイナンバーカードでの保険証利用（以下マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行します。現在お持ちの保険証や、令和6年12月1日までの間に発行された保険証については、その有効期限が切れるまで使用できます。（最長令和7年7月31日まで）

令和6年12月2日以降、保険証は発行されませんので、医療機関を受診するときは、以下のいずれかの対応が必要となります。

●マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードを保険証として利用してください。

※保険証としての利用登録は、マイナポータル・セブン銀行ATMのほか、医療機関・薬局の受付（カードリーダー）でも可能です。

※マイナ保険証および保険証の両方をお持ちの方は、保険証の有効期限内であればどちらも利用いただけますが、マイナ保険証利用の場合、下記のようなメリットがあります。

【マイナ保険証を使うメリット】

①医療費を20円節約できる

現在の保険証よりも、皆さまの保険料（税）で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

②より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

●マイナンバーカードをお持ちでない方（お持ちの方で保険証利用登録をしていない方を含む）

現在お持ちの保険証は有効期限まで使用できます。期限後は保険証の代わりとなる「資格確認書」が発行されます（申請不要）ので、資格確認書を使用してください。

※ただし令和6年12月2日以降に後期高齢者医療制度に加入される方（75歳を迎えられる方等）については、マイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書が発行されます（令和7年7月31日まで。以降はマイナ保険証をお持ちでない方にのみ、資格確認書が発行されます。）

資格確認書・・・保険証の代わりとなるもので、マイナ保険証をお持ちでない方に発行されます。

医療機関の窓口で提示することで、これまでどおり一定の窓口負担で医療を受けることができます。（材質やサイズ等はこれまでの保険証と同様です。）

※国保加入・脱退の手続きはこれまでどおり必要となりますので、ご注意ください。

お問い合わせ 役場 町民課 保険係 ☎27-2111（内線117）